

## 監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年4月21日

新城市監査委員 夏目道弘  
新城市監査委員 柴田賢治郎  
(公印省略)

### 監査結果の措置対象

議会事務局  
議事調査課

### 監査結果報告年月日

令和7年7月1日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和8年3月31日

### 講じた措置等の内容

#### 【議事調査課】

##### 《意見1》

政務活動費については、利用しやすいように運用指針の見直しをされたが、その意義が議員に十分理解されていないように思われる。議員活動の活性化を図るために十分利用されるような働きかけを行われたい。

##### 《措置内容》

市議会議員一般選挙後の当選議員への提出書類の説明時や初当選議員への議員研修の折に、事務局から利用の働きかけを行いました。令和7年度後期分の申請については全員が申請をしています。

##### 《意見2》

議事録については、作成の遅れが住民監査請求で指摘され、その後は適切な対応がなされているが、最近の会議時間の増加が大きな事務負担となっているとのことである。議会事務局として何らかの改善策がとれないか検討されたい。

##### 《措置内容》

議事録調製については、ここ十数年来の業務の課題であり、その時その時の担当者が工夫を凝らして改善策をとってみるものの巧手はありませんでした。これは、会議時間の増加に伴い、会議録自体のボリュームが増大しているためであり、す

に事務局の会議録調製処理能力の上限に来ていると結論付けるのが、これまでの経緯から正当な判断だと考えます。そのため改善策でなく抜本的な方法を検討しなければならないと考えます。

### 《意見3》

議会報告会については、参加者が一部の市民に固定化してきている。市民が市政について議員と意見交換し、市民の声を市政に反映させていくことが大切であるので、できるだけ多くの市民が参加していただけるよう取り組まれない。

### 《措置内容》

御意見は、これまで議会内部での検討でも俎上に上るものの改善が難しい点でもありました。しかし、今年度、選挙後の議会において議会改革特別委員会がされ、現在、特別委員会として優先的に取り組む事項の中に、議会報告会の検討があるという状況にまでなっていますので、今後の特別委員会での検討に事務局も注力したいと考えます。